2026 年度 第 3 回町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会議事録

〔日時〕

2026 年 8 月 17 日（月）18:30～20:00

〔場所〕

町田市庁舎 3-1 会議室

〔出席委員〕※敬称略

長田、金、長谷川（浩）、五十子、渡部、星野、折原、長谷川（昌）、渋谷、北澤、安達、岩橋、竹内、川添

－14 名

〔事務局〕

いきいき生活部長 武藤、いきいき総務課長 竹川、高齢者支援課長 笹川、高齢者支援課高齢者総合相談担当課長 伊奈、介護保険課長 江成、介護保険課担当課長 古川、保険年金課長 岸、永井、松田、齋藤、箕輪、山田、松村、菊島、蛭田、斉藤、有田、鈴木、氏家、望月、高木、有山、星野、結城、諏訪、金子、大島、水村、井上、秋山、島田

－31 名

〔会議の公開・非公開の別〕

公開

〔傍聴人〕

5 名

〔次第〕

1　開会挨拶

2　議題

(1)「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」における重点テーマについて（「社会参加」で介護予防・フレイル予防）【資料 1】

(2)「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」における「(仮称) 見守り手帳プロジェクト」について【資料 2】

(3)「町田市いきいき長寿プラン 24-26」における 2025 年度の介護保険事業の総事業費等について【資料 3】

(4)第 10 期介護保険事業計画における保険料算定の考え方について【資料 4】

3　事務局より

4　閉会

〔配付資料〕

【資料 1】「社会参加」で介護予防・フレイル予防
【資料 2】（仮称）見守り手帳プロジェクトについて
【資料 3】「町田市いきいき長寿プラン 24-26」における 2025 年度の介護保険事業の総事業費等について
【資料 4】第 10 期介護保険事業計画における保険料算定の考え方について

〔内容〕

1 開会挨拶

事務局　　皆様、本日はお忙しいところ、2026 年度第 3 回町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。私は事務局を担当しております、いきいき総務課の永井と申します。しばらくの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、いきいき生活部長の武藤より、開会に先立ちましてご挨拶を申し上げます。

事務局　　皆様、こんばんは。いきいき生活部長の武藤でございます。本日はお暑い中、ご多用にもかかわらず、2026 年度第 3 回町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

早いもので、今年度の審議会も今回で 3 回目となり、次期プランの策定に向けて折り返し地点となります。

本日の審議会では、今回新たな取組みとして立ち上げることといたしました、「（仮称）見守り手帳プロジェクト」についてご説明させていただきます。本プロジェクトは「（仮称）町田市いきいき長寿プラン 27-29」の特色として、健康寿命の延伸に向けた取組みを市民の皆様へお示ししたい、との考えから設定したものでございます。是非皆様にもご関心をお寄せ頂ければと存じます。

また、前回ご審議いただいた「3 つの重点テーマ」のうち、残りの 1 つについてご説明させていただくほか、介護保険料の基礎となる「月額基準額」の算定に係る考え方などについてもご説明させていただく予定でございます。

委員の皆様には、限られた時間の中ではございますが、忌憚のないご意見を賜り、闊達なご議論を重ねていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

※本日の流れの確認や資料確認等の事務連絡後、進行を長田会長へ引継ぎ

2 議題

(1)「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 27-29」における重点テーマについて(「社会参加」で介護予防・フレイル予防)

長田会長　　着座にて失礼いたします。改めまして、会長を務めさせていただきます長田と申します。よろしくお願い申し上げます。さっそくですが、お手元の次第に沿いまして進めてまいります。

はじめに、議題(1)「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」における重点テーマについて (「社会参加」で介護予防・フレイル予防) について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　高齢者支援課の笹川でございます。重点テーマの一つである「『社会参加』で介護予防・フレイル予防」について、ご説明いたします。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。ここでは、フレイルとは何か、および外出がフレイル予防の第一歩であることについてご説明いたします。

フレイルとは、年齢とともに心身機能が低下し、要介護状態になる危険性が高まった状態をいいます。そのまま放置すると要介護状態になる可能性がありますが、適切な取組みを行うことで、健康な状態に戻ることができます。近年の研究から、「外出しなくなること」がフレイルの入り口と指摘されており、定期的な外出が、フレイル予防の第一歩といえます。

2 ページをご覧ください。ここでは、フレイル予防の効果について、ご説明いたします。フレイル予防は、「運動」「栄養」「社会参加」の 3 つを柱とした取組みに加え、「口腔機能」の維持が重要でございます。適度な「運動」とバランスの取れた「食事」がフレイル予防につながります。特に、「運動」や「食事」を仲間と一緒に行い、人との交流を図ることで、より一層の予防効果が得られることがわかっております。近所への買い物や散歩をする中で、ちょっとした挨拶を交わすだけでも、「社会参加」の効果はあるため、難しく考えず、身近な活動から始めることが重要となります。

続きまして、3 ページ、4 ページをご覧ください。ここでは、「社会参加」の効果を裏付けるデータについてご説明いたします。まず、「フレイルリスクの軽減」についてでございます。現在の生活習慣や身体の状況から、フレイルリスクを測ることができます。市では、2019 年度の市内の高齢者を対象に、社会参加を行っている人と行っていない人のそれぞれの 3 年後のフレイルリスクの有無を測定いたしました。調査の結果、「スポーツ」と「趣味」のグループについては、年に数回の活動を行うだけで、フレイルリスクの軽減に効果があることがわかりました。また、「ボランティア活動」と「就労」については、継続して行うことで、同様の効果があることがわかりました。

次に、「認定率の減少」について、ご説明いたします。市内には、様々な活動を行っている団体があり、「社会参加」の場となっています。このうち、住民が主体となって、フレイル予防や介護予防を目的に活動を行う団体を「自主グループ」と呼んでいます。市では、自主グループ活動の効果を検証するため、要介護・要支援認定を受けていない高齢者全体と、その中の自主グループ参加者の 5 年後の要介護・要支援認定者数の比較を行いました。その結果、自主グループ参加者は、要介護や要支援認定

として認定される割合が低いことがわかりました。その中でも、運動を行うグループに週1回以上参加している人は、さらに良い結果を示すことが確認できました。

5ページをご覧ください。ここからは、身近にある社会参加の場について、ご紹介してまいります。まずは、「自主グループ」についてご説明いたします。市では、高齢者の身近な社会参加の場として、介護予防・フレイル予防を目的とした「自主グループ」の活動を推進しています。これまでに、約670団体、約7,000人の方が市内全域で活動しています。

まずは、「その1　町トレ」についてです。「町トレ」は、市オリジナルの筋力トレーニングで、元気な方も、体力に自信のない方も、無理なく行うことができます。週1、2回続けることにより、心身機能の維持・改善効果が期待できます。2017年度に開始してから10年目を迎え、今では大変多くの方に親しまれています。これまでに約240団体が立ち上がり、現在、約3,500人の方が熱心に取組んでいます。

6ページをご覧ください。次に、「その2　町トレ以外の自主グループ活動」についてです。「町トレ」の他にも、ウォーキング、手芸など、様々な活動を行う自主グループ活動が盛んです。これまでに約430団体が立ち上がり、約3,500人の方が活動しております。自主グループ参加者全体の約6割の方が5年以上継続しており、仲間と一緒に行うことが、活動継続の鍵となっております。

続いては、「その 3　介護予防サポーター」についてです。「介護予防サポーター」は、介護予防に関する知識を深め、地域で行われる介護予防活動のサポートを行う方のことで、介護予防サポーター養成講座を受講した方が、高齢者支援センターの実施するイベントの企画やサポートなどを行っております。これまでに約1,300人の方がサポーターとして登録し、市内各地で幅広く活躍されております。サポーターの皆さまからは、「退職後、地域の役に立ちたかった」「自分も元気になった」といった声が寄せられています。

7ページをご覧ください。「その4　いきいきポイント制度」についてです。市では、高齢者のボランティア活動を推進する取組みとして、「いきいきポイント制度」を実施しております。参加者は、ボランティアをきっかけに自主グループ活動を始めるなど、高齢者の自発的な介護予防活動にもつながっております。この制度は、市内の介護保険施設や保育園などの登録施設でボランティア活動を行うことで、専用の手帳にポイントがたまり、商品券等に交換できる仕組みとなっております。現在、約2,100人の方がこの制度のもと、ボランティア活動に参加されています。

続いて、「その5　多世代交流」についてです。市内では、高齢者と学生などの若い世代が交流する機会が増えてきております。例えば、高齢者を対象とした学生によるスマホ教室の開催、空き家を活用した趣味の会やサロン、ワークショップの開催、ユニカールを通じた多世代交流など、市内各地で、若い世代との自然な交流の場が、広がりをみせております。

8ページをご覧ください。最後に、これら介護予防・フレイル予防の取組みの成果を測るための指標について、ご説明いたします。指標は、3つあります。

1つ目の指標は、「高齢者の社会参加率」です。これは、要介護・要支援の認定を受けていない高齢者のうち、趣味やスポーツ、ボランティア、就労等の活動に、月1回

以上参加している人の割合を示す指標です。指標の根拠となるのは、3年に1度実施する「健康とくらしの調査」です。この調査は、要介護1～5を除く65歳以上の高齢者を対象としておりますが、ここでいう「高齢者の社会参加率」は、このうち、要支援の認定を受けていない「認定なし高齢者」を対象としております。この指標は、「健康とくらしの調査」における「グループ活動への参加を問う設問」において、趣味、スポーツ、ボランティア等を含む10項目のグループ活動に月1回以上参加していると回答した人の割合となっております。前回計画では、指標名を「地域活動への参加率」としていましたが、今回、指標名を変更し、よりわかりやすい表現に改めました。指標の定義、考え方については、前回と変更ありません。現状値は、前期高齢者が74.8%、後期高齢者が60.5%となっており、前回計画時に設定した目標値を上回る結果となっております。この結果を踏まえ、2029年度の目標値は、前期高齢者が2ポイント増の76.8%、後期高齢者が3ポイント増の63.5%に設定しております。なお、こちらの指標は、本プランの上位計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」の成果指標にもなっております。ここでは、2031年度の目標値を前期高齢者が79%、後期高齢者が66.8%としていることから、本プランの2029年度の目標値は、中間目標としての意味合いもございます。

2つ目の指標は「フレイルリスクのある高齢者の割合」です。これは、「健康とくらしの調査」において、フレイルリスクをチェックする25項目のうち、8項目以上に該当した「認定なし高齢者」の割合を示す指標です。前回計画では、「地域活動参加者のフレイルリスクゼロ維持率」を2つ目の指標としていましたが、この指標は、地域活動に参加している人のみを対象としており、対象が絞られていたため、今回、高齢者全体のフレイルリスクを測る指標に変更いたしました。現状値は14%、2029年度の目標値は、1ポイントの減少を見込み、13%としております。1ポイント減少による効果は、約1,000人と見込んでおります。

3つ目の指標は、「『自主グループ』参加者の要介護認定状況維持・改善率」で、前回に引き続き掲載しております。これは、高齢者支援センターに登録している、つまり市で把握している「自主グループ」の参加者のうち、要介護認定状況が前年度と比較して「維持」または「改善」した人の割合となります。現状値は90.1%で、前回設定した目標値を達成することができました。自主グループ活動に参加することがフレイルリスクを軽減し、認定率の維持・改善に効果があることを示す指標となりますので、今回も引き続き、指標として使用し、2029年度の目標値を90%以上と設定しております。

以上、3つの指標により、取組みの成果を測ってまいります。今後も、高齢者の社会参加を促し、住み慣れた地域で、誰もがいきいきと健康に暮らせるまちの実現を図るため、「介護予防・フレイル予防」を重点テーマと位置づけ、取組みを進めてまいります。ご説明は、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

長田会長　ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明を受けまして、議題(1)に質疑等のある委員は挙手をお願いします。いかがでしょうか。もし今の時点で特にないようでしたら、議題(2)にも関連が少しありますので、また戻っていただいて、

議題(1)のご質問をしていただいてもよいと思いますので、先に進ませていただきますが、よろしゅうございますか。

(2)「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 27-29」における「(仮称)見守り手帳プロジェクト」について

長田会長　　それでは議題の(2)「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」における「(仮称) 見守り手帳プロジェクト」について、事務局から続けてご説明をお願いいたします。

事務局　　高齢者支援課の笹川でございます。(仮称) 見守り手帳プロジェクトについて、ご説明をさせていただきます。

町田市では、市として取組む「三位一体の改革」の 3 つの柱として、「市民の健康」「教育の推進」「地域の活力」を掲げています。そのうちの「市民の健康」においては、頼れる市民病院の実現のほか、高齢者の健康づくりを地域全体で見守る新たな仕組みづくりに取組むことを掲げています。

この事業は、本プランで掲げる様々な取組をさらに推進していくための横断的なプロジェクトとして実施するものであるため、重点テーマや各取組の前にプロジェクトの説明ページを設けたいと考えております。

資料 2 の 1 ページをご覧ください。プロジェクトの背景と目的についてご説明いたします。誰もが生涯にわたって健やかに過ごせる地域社会を実現するためには、高齢者の健康を地域で支援していくことが必要です。そこで、「みんなで健康寿命を延ばすまち」を目指し、高齢者の健康を見守る新たな仕組みである「(仮称) 見守り手帳」の取組みを、本プランのリーディングプロジェクトとして位置づけ、施策横断的に取組んでまいります。ページ下部の「施策体系におけるプロジェクトの位置づけ」をご覧ください。本プランは、「高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち　～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～」という基本理念のもと、3 つの基本目標と 6 つの基本施策を軸に、各取組みを実施してまいります。その中で、本プロジェクトは、基本施策の「1　生きがいを持っていきいきと暮らす」、「2　地域とつながり、安心して暮らす」、「3　認知症とともに生きる」、「4　住み慣れた場所で暮らし続ける」の 4 つの施策を推進する上で密接に関わることから、施策横断的な取組みとして位置づけたものでございます。

2 ページをご覧ください。事業の概要についてご説明いたします。市では、高齢者の健康を地域で支援するための新たな仕組みとして、75 歳以上の高齢者を対象に「(仮称) 見守り手帳」を配布いたします。かかりつけ医による専門的・客観的な助言や定期的なチェックのもと、「①健康診断の受診の促進」、「②フレイル予防の促進」、「③人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発」の 3 つの取組みを一体的に行い、誰もが生涯にわたり、健やかで自分らしく過ごせる地域社会の実現を目指します。

3 ページをご覧ください。3 つの取組みの内容についてご説明いたします。高齢者の皆さまには、かかりつけ医を受診する際、市が配布する「(仮称) 見守り手帳」を持参していただきたいと考えております。かかりつけ医は、診察の際、この手帳を活用し、以下の 3 つについて、確認・助言等を行ってまいります。

まず、1つ目が「健康診断の受診の促進」です。予防医療の観点から、かかりつけ医が、健康診断の受診状況を確認し、未受診の方には受診勧奨を行います。見出しに「健康診断で早期発見・早期治療」とありますとおり、この取組みにより、健康診断の受診の促進を図り、疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、高齢者の健康意識の向上を目指してまいります。

2つ目が、「フレイル予防の促進」です。見出しに「日々の運動習慣でフレイル予防」とありますとおり、かかりつけ医によるチェックのもと、運動習慣の定着を促し、フレイル予防の活動につなげる仕組みを構築いたします。具体的には、かかりつけ医が、診察時に、日々の運動習慣についての確認を行います。運動習慣のある方には継続を促し、運動習慣のない方にはフレイル予防につながる活動への参加を促します。

町田市には、「町トレ」をはじめとした多くの自主グループやフレイル予防につながる様々な事業があります。高齢者の皆さまが、いつまでも健康でいきいきと暮らすことができるよう、運動習慣の定着と社会参加を促進してまいります。

3つ目が、「人生会議の普及啓発」です。「人生会議」とは、自身が大切にしていることや望んでいること、どんな医療や介護をどのように受けたいか、受けたくないかなどについて、あらかじめ考え、周囲の人たちと共有するプロセスのことをいいます。かかりつけ医は、診察時に、人生会議の取組状況についての確認・助言を行います。かかりつけ医による助言のもと、ご自身の思いや選択について、家族や医療・介護関係者などと話し合い、共有していくことで、本人の意思が尊重され、将来の不安を軽減することにつながります。また、自分らしい生活や今後の人生について考えることは、健康で暮らし続けることの大切さを改めて認識する機会となり、健診受診やフレイル予防などの健康づくりに取組む動機付けにもつながります。

4ページをご覧ください。こちらは、ただいまご説明しました事業概要のイメージ図を掲載しております。住み慣れた地域で、健やかに自分らしく過ごしていただくために、健康状況をかかりつけ医と共有する「(仮称) 見守り手帳」をぜひ活用していただきたいと考えております。

5ページをご覧ください。最後に、本プロジェクトの取組みの成果を測るための指標について、ご説明いたします。指標は、3つあります。

1つ目の指標は、「1年以内に職場や保健センター、医療機関などで、健診や人間ドックを受けた75歳以上の高齢者の割合」です。これは、「健康診断の受診の促進」の取組みの成果を測る指標として設定したものです。指標の根拠となるのは、3年に1度実施する「健康とくらしの調査」です。この調査は、要介護1～5を除く65歳以上の高齢者が調査対象者ですが、今回、指標を設定するにあたり、手帳の配布対象者に合わせて、75歳以上の高齢者の割合に、対象者を絞ることとしました。現状値は68.9%、2029年度の目標値は、健診等の受診者の増加を見込み、6.1ポイント増の75%としております。

2つ目の指標は、「定期的に運動・スポーツをしている高齢者の割合」です。定期的とは、1回20分以上の運動を週1回以上行うことを指します。また、運動・スポーツには、散歩やウォーキングも含みます。これは、「フレイル予防の促進」の取組みの成果を測る指標です。指標の根拠は、上記と同じく「健康とくらしの調査」です。対

象者も同じく、要介護1～5を除く75歳以上の高齢者となります。現状値は37.8%、2029年度の目標値は、運動習慣が定着した高齢者数の増加を見込み、7.2ポイント増の45%としております。

3つ目の指標は、「自身の生活(住まいや趣味、暮らし等)や、健康(受診や治療方針等)について決めるとき、自身の意思が尊重されていると感じている高齢者の割合」です。これは、「人生会議の普及啓発」の取組みの成果を測る指標です。指標の根拠は、3年に1度実施する「高齢者の福祉や介護に関する調査」です。この調査は、要介護1～5、特養待機者の65歳以上の高齢者が調査対象となります。現状値は73.6%、2029年度の目標値は、人生会議への理解が進むことによる増加を見込み、6.4ポイント増の80%としております。

以上3つの指標のほか、取組みの進み具合を単年度ごとに測る指標についても、新たに設定する予定です。内容については現在検討中のため、お示しすることができませんが、確定しましたら、改めてご報告させていただきたいと考えております。

市では、誰もが生涯にわたり、健やかで自分らしく過ごせる地域社会の実現に向け、着実にプロジェクトを推進してまいります。ご説明は、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

長田会長　ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明を受けまして、議題(2)に質疑等のある委員は挙手をお願いします。いかがでございましょうか。

北澤委員　町田市社会福祉協議会の北澤です。2点ありまして、意見と質問です。1点目は資料1に戻ります。資料1の指標の3番目、「自主グループ」参加者の要介護認定状況維持・改善率ですけれども、現状値は 90.1%で、3年後は 90%以上というのはちょっとどうなのかなと思います。少なくとも 90.2%以上じゃないかなと思います。こちらは意見です。

2点目が、今ご説明いただいた資料2ですけども、見守り手帳プロジェクト自体はすごくいい取組みだなというふうに感じます。前回の資料の中で、かかりつけ医がいる人の割合が8割で、ここ数年変わっていないということなのですけれども、かかりつけ医のいる方の割合を上げるような取組みを別途考えているのでしょうか。こちらが質問です。

長田会長　ご意見とご質問ありがとうございました。只今のご意見については、何かご意見があれば教えていただきたいと思います。ご質問にはお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局　高齢者支援課の笹川でございます。ご意見ありがとうございます。資料1の「自主グループ」参加者の要介護認定状況維持・改善率について、現状値が 90.1%というところで、目標を 90%以上とさせていただいたわけですが、確かに現行のいきいき長寿プランでは目標を達成したため、90.1%という現状値になりましたが、高い数値を維持していくこともなかなか大変なことであるということも踏まえまして、90%以上という目標を掲げているところです。ご意見も踏まえまして、検討させていただきたいと思いますが、現状を維持するということも重要だということで、この数字を掲げています。

2点目のご質問、かかりつけ医の普及啓発についてですが、こちらについては、保健所の方でもかかりつけ医の普及ということが実施されております。また、医療と介護の連携ということで、町プロ協議会でもかかりつけ医の重要性について市民向け研修等も行っておりますので、そのような取組みも機会を見て引き続き実施していきたいと考えています。以上でございます。

長田会長　ありがとうございました。90％を超えると、天井に近いというか、結構高いところまで来ているということかと思いますが、見かけ上は下がってしまっている印象を持つというご意見だったと思います。北澤委員、いかがでございましょうか。はい、ありがとうございました。他にいかがでございましょうか。はい、お願いいたします。

川添委員　市民委員の川添と申します。私は横浜市の調剤薬局の薬剤師として勤務しております。横浜市には「もしも手帳」というのがありまして、今回の「見守り手帳」の③に該当するものと思われます。「もしも手帳」というのは、年齢を問わず希望者の方に渡しておりまして、カバーもいただいているので、お薬手帳ですとか保険関係の認定証なども一緒に管理されておりまして、幅広く活用されております。そこで質問が2点ございます。まず1つ目ですが、こちらの手帳75歳以上というふうに記載があるのですが、例えば前期高齢者ですとか、そういった方の希望者にも交付してよろしいのではないでしょうか。次にもう1点ですが、この見守り手帳は、例えば助言を受けた日付のみの記載なのか、それとも健診のデータ内容等も記載していくような、広いものになっているのかどうかということをお伺いしたく思いました。お願いします。

長田会長　ありがとうございました。2点ご質問頂きました。よろしくお願いいたします。

事務局　高齢者支援課の笹川でございます。1点目、65歳以上にも配布してはどうかということで、事業のスタート時点は75歳以上を掲げておりますが、将来的には65歳以上も視野に入れた形で拡大をしていきたいと考えています。まずは75歳以上を対象にスタートをしていきたいと考えていますので、次期プランの期間内においては75歳以上で実施をしていきたいと考えています。次に2点目。手帳の記載についてですが、実際に実施していただく際にあまり複雑にならないように考えています。健診の結果については健診のデータとしてまた別で持っているので、同じものを手帳の方に書いていくということは特に考えていません。記載内容が多ければ多いほど、使われなかったり見られなかったりということもあるので、記録としてはシンプルな形でまず作っていきたいなということで、現在内容を検討しているところでございます。

長田会長　ありがとうございました。川添委員いかがでしょうか。追加のご意見等はございますか。

川添委員　シンプルなのはすごいいいと思います。何個も同じようなものがあると、一つにまとめて管理できるような、先ほど申しましたカバーとか、そういったものを一つに管理できると、高齢者の方にとって非常に安心感があるといいますか、これを持っていればというようにお思いになられるのかなと思います。

長田会長　ありがとうございました。ご意見として承るということでよろしゅうございますか。

事務局　ありがとうございます。高齢者支援課の笹川でございます。まだ検討中ですので、ご意見を踏まえて考えていきたいと思います。かかりつけの先生方にご協力もいただくので、お医者様のご意見等もいただきながら、中身については考えていきたいと思

います。ご提案いただいたカバーについては、お薬手帳のカバーみたいなものもご用意をしたいなと考えており、一緒にセットで必要なものが持ち歩けるようなものを作りたいと考えています。

長田会長　　ありがとうございました。横浜市ではもうすでにある程度実施されているのでしょうか。

川添委員　　「もしも手帳」というのがありまして、簡単な質問ですけれども、それを鉛筆で書いて、何度も消して更新できていくようなタイプになっております。本当に簡単な質問なので、それをお薬手帳等に挟んで実際に見せてくださる患者様もいらっしゃるものですから、町田市もそういうものをいろいろなスタッフの方が共有していっても、その方の思いがわかるのではないかなと思いまして、質問させていただきました。ありがとうございます。

長田会長　　ありがとうございます。ご意見をいただいて、また調査等していただければというふうに思っております。ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。

長谷川（昌）委員　町田市ケアマネジャー連絡会の長谷川です。資料2の2ページ目のところにある、75歳以上の高齢者の皆様に配布というところですが、この 75歳以上の高齢者っていうのは、認定状況や住んでいる場所、特養とかグループホームとか、そういうものに関わらず、全ての 75歳以上の高齢者に配布を予定されているのかっていうところと、現状でどのように配布をされるのか、郵送とかにするのかとか、現時点でのお考えの部分があれば教えてください。

長田会長　　いかがでしょうか。事務局の方、よろしくお願いいたします。

事務局　　高齢者支援課の笹川です。75歳以上として掲げておりますが、人数でいうと 75,000人近くいらっしゃいます。様々な生活状況の方がいると思いますので、一部を対象とするのかどうかとか、一律全てにするのかということはまだ検討中でございます。2点目、配布の方法についてですけれども、まずお手元に届いて使っていただくことが大事だと思っているので、郵送でお届けしたいと考えています。また、お忘れになる場合も多いと思うので、医療機関に配布するなど、そういった工夫については今後検討していこうと思っております。

長田会長　　ありがとうございます。長谷川委員いかがでしょうか。

長谷川（昌）委員　ありがとうございます。全員含まれるとしたら7.5万人になるということですね。今後その対象がこうなりましたというのは、何かしらの形で報告がありますでしょうか。

事務局　　高齢者支援課の笹川です。事業内容が固まりましたら、そのタイミングで報告を差し上げられると思います。

長田会長　　ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。もしよろしければ、次に移りたいと思います。

(3)「町田市いきいき長寿プラン24-26」における2025年度の介護保険事業の総事業費等について

長田会長　　それでは議題の(3)「町田市いきいき長寿プラン24-26」における2025年度の介護保険事業の総事業費等について、事務局から続けてご説明をお願いいたします。

事務局　　介護保険課の江成です。私からは議題の(3)「町田市いきいき長寿プラン 24-26」における 2025 年度総事業費等について、ご報告いたします。

資料 3 をご覧ください。まず、1「介護保険情報」です。「(1)3 か年の比較」の表ですが、各年度の 10 月 1 日時点での要支援および要介護の認定者数と、介護サービスを利用した受給者数の 2023 年度から 25 年度までの各年度の実績値、それと 2024 年度と 25 年度の「増減比較」について掲載したものとなります。2025 年度につきましては、総人口は 430,530 人となっておりまして、2024 年度よりも 33 人増加しております。高齢者人口につきましては、117,914 人で、2024 年度より 167 人増加しています。高齢化率は、27.38%で、2024 年度よりも 0.03 ポイントの増加となっております。「総人口」の増加数より、「高齢者人口」の増加数が上回っておりますので、「高齢化率」も上昇しているといった状況です。

次に「認定者」ですが、「要支援者数」とは、要支援 1 と 2 の方の合計人数、「要介護者数」は、要介護 1～5 の方の合計人数となります。2025 年度は、2024 年度と比較すると、要支援者数は 7,818 人で、213 人の増加、要介護者数は 18,097 人で 539 人増加、合計で 25,915 人、24 年度より 752 人増加しております。「要支援者数・要介護者数」ともに、「高齢者人口」の増加人数よりも、認定者の増加人数のほうが上回っている、という状況です。

次に、表の中段から下の、「受給者」ですが、介護サービスを利用した受給者数の推移を、要支援者・要介護者別に、それぞれ示しております。「居宅」とは、訪問介護や通所介護等の在宅で受けるサービスで、「地域密着型」とは、認知症対応型デイサービスなど、住み慣れた身近な地域で受けるサービスを言います。また「施設」は、特別養護老人ホームなど、入所して受けるサービスを表しております。

2025 年度の受給者数ですが、居宅サービスは計 16,056 人で、2024 年度よりも 411 人増加しております。地域密着型サービスの受給者数は、計 2,874 人で、2024 年度より 186 人増加しています。施設サービスの受給者数は、計 2,985 人で、2024 年度よりも 64 人増加しております。施設サービスは計 2,985 人で、24 年度よりも 64 人増加しております。

次に、「(2)計画値との比較」ですが、2025 年度における、第 9 期事業の「計画値」と「実績値」との比較となります。高齢者人口につきましては、98.81%、高齢化率はマイナス 0.4 ポイントで計画値を下回っておりますが、認定者数につきましては、101.09%となり、計画値を上回りました。

続きまして、2 ページ目をご覧ください。「2 総事業費」です。こちらは、介護保険事業の総事業費について、2023 年度から 2025 年度までの 3 か年における計画値と実績値をサービス別に比較した表となります。表の最上段「A 総事業費」をご覧ください。こちらは「B 標準給付費」と、「C 地域支援事業費」の合計となっています。2025 年度につきましては、計画値が 401 億 8,971 万円に対しまして、実績値は 393 億 246 万 1 千円となりまして、計画値より約 8 億 8 千 7 百万円、下回りました。項目別に内訳を見ますと、①の「介護給付費」、要介護 1～5 の方を対象とする費用と、②の「予防給付費」、要支援 1・2 の方を対象とする費用、それと、イの「その他経費」、C の「地域支援事業費」につきましては、それぞれ計画値の範囲内となっております。

2025 年度の総事業費の総括といたしましては、「対計画値」、この数字が総事業費の執行率となりますが、3 か年とも 90％を上回りまして、かつ、計画値の範囲内に収まっており、当初の見込みどおり、保険給付を実施することが出来たと考えております。

最後に、3 ページ目、時間の都合で説明は割愛させていただきますが、「標準給付費」のサービス別の詳細を掲載しておりますので参考にご覧ください。説明は以上となります。

長田会長　ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明を受けまして、議題(3)に質疑等のある委員は挙手をお願いします。いかがでしょうか。もし後ほどご質疑があれば議題(4)のあとに挙手いただければと思います。それでは次に移りたいと思います。

(4)第 10 期介護保険事業計画における保険料算定の考え方について

長田会長　それでは議題の(4)第 10 期介護保険事業計画における保険料算定の考え方について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局　引き続き、介護保険課の江成よりご説明させていただきます。資料 4 をご覧ください。まず、「1　介護保険料の算定について」ですが、介護保険料の算定作業の概要をお示ししております。介護保険事業計画は 3 年を単位として策定をしておりますけれども、介護保険料は、この 3 年間の事業を実施するための財源となります。65 歳以上の第 1 号被保険者の皆様に総事業費のうちの一定割合、第 9 期事業計画の期間では 23％相当を介護保険料として負担していただく仕組みとなっております。3 年間の総事業費を推計することによりまして、計画期間内に必要となる介護保険料の総額を算定いたします。個人個人の方が負担する保険料の額につきましては、世帯の市民税の課税状況ですとか、ご本人の前年の所得などに応じまして、設定をした保険料率によって決まりますが、その計算の基礎となるのが基準額となります。

介護保険料の基準額の算定過程につきましては、資料の流れの図をご覧いただければと思いますが、9 月頃までに、STEP1「人口推計」から STEP4「介護保険料基準額の算定」を行います。これが「一次推計」となります。その後、12 月に介護保険料を含む事業計画全体のパブリックコメントを実施いたしまして、12 月下旬から来年 1 月中旬に最新の認定者数や事業費の支出状況を勘案して最終推計を行います。最終的には 3 月に第 10 期基準額を決定する流れとなる予定です。その間、本計画審議会におきまして、都度、状況のご報告をさせていただきます。

次のページに移りまして、「2　第 9 期事業計画における介護保険料月額基準額等」です。第 10 期の具体的な金額につきましては、現在、算定作業中のため、本日お示しが出来ませんので、現行の第 9 期の内容で「月額基準額」と、その算定方法をお示ししております。

「(1)介護保険料 月額基準額について」ですが、第 1 号被保険者、65 歳以上の方の介護保険料の「基準となる 1 か月あたりの保険料額」のことを指します。現行計画である第 9 期の月額基準額につきましては、「6,040 円」となっています。

(2)につきましては、「介護保険料月額基準額の算定方法」をお示しした表となります。保険料の算定に影響する「3 年間の総事業費」を構成している費用の項目内訳と金額、また、65 歳以上の第 1 号被保険者の皆様が保険料として負担する項目や負担割合を示しています。また、表の下の部分が基準額を算定する際の算式を掲載しております。この式に当てはめまして、保険料を算出します。

続きまして、3 ページ目の（3)「保険料率と所得段階」となります。

個人個人の「介護保険料額」につきましては、世帯の市民税課税状況や、ご本人の前年所得等の水準に応じて段階的に設定しております「保険料率」を乗じて、計算する仕組みとなっていまして、第 9 期における保険料率の一覧表となります。

第 9 期の保険料算定の際には、所得水準に応じた、きめ細かい保険料額の設定を行うため、所得区分の段階を 15 段階から 19 段階に細分化して、最上位の所得要件や保険料率を見直しております。

最後のページになりますが、参考として「介護保険料 月額基準額」のこれまでの推移と第 9 期における「介護保険料 月額基準額」の「他市比較」を掲載しております。町田市の保険料額は、多摩 26 市で高い順から数えて、「15 番目」となっています。説明は以上です。

長田会長　ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明を受けまして、議題(4)に質疑等のある委員は挙手をお願いします。いかがでしょうか。それでは、本日の議題(1)から議題(4)までの 4 つの議題について、全体的に何かご意見あるいはご質問があれば、それでお受けしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。それでは本日の審議は以上になります進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 事務局より

※事務局より事務連絡があった。

4 閉会

事務局　本日はこれをもって終了いたします。限られた時間ではございましたが、活発なご意見を賜り、本当にありがとうございました。